〇〇テレビ共同受信組合規約

（名称）

第１条　本組合は、○○テレビ共同受信組合と称する。

（事務所）

第２条　本組合は、事務所を大分県大分市○○「○○テレビ共同受信組合　組合長宅」内におく。

（目的）

第３条　本組合は、次の地区におけるテレビジョン放送の難視聴解消を図るため、テレビ共同受信施設（以下、「施設」という。）を設けて、テレビジョン放送の再送信業務を行うことを目的とする。

　大分県大分市　○○地区内

２　前項の事業を行うため、別に事業運営規定を定める。

（組合への加入・脱退）

第４条　前条の地区に居住する者は誰でも、以下の定めるところにより、本組合に加入することができる。

２　本組合に加入しようとする者は加入届を、脱退しようとする者は脱退届を組合長に提出するものとする。

（加入金・維持費）

第５条　組合員は、加入金及び維持費を納入しなければならない。

２　前項の加入金及び維持の金額並びに納入方法は、別に定める会計規定による。

（役員）

第６条　本組合に、理事〇名、幹事〇名をおき、その任期はそれぞれ１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　理事のうち〇名を組合長、〇名を副組合長とする。

（役員の職務）

第７条　組合長は、組合を代表し、組合の業務を統括する。

２　副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときはその職務を代行する。

３　理事は、理事会の構成員となり、第１４条に定める組合業務の基本方針を審議、議決する。

４　組合長は、理事のうちから、次の職務担当者を任命する。

　⑴　会計

　⑵　総務

　⑶　施設保全

５　監事は、組合の業務及び経理を監査し、その監査の結果を理事会及び総会に報告する。なお、監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

（役員の選出）

第８条　理事及び監事は、総会の決議により組合員のうちから選任する。

２　組合長及び副組合長は、理事の互選による。

３　前項の役員が欠けたときは、本条に定める方法により、速やかに後任の役員を選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第９条　会議は、総会及び理事会とする。

２　会議の招集は組合長が行い、組合長がその議長となる。

（総会の招集）

第１０条　通常総会は毎年４月に招集し、臨時総会は必要に応じて招集する。

（総会の議決）

第１１条　総会は、組合員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席組合員の過半数によりこれを決するものとする。

（総会の付議事項）

第１２条　総会に付議する事項は、次のとおりとする。

　⑴　組合の業務計画及び予算並びに運営に関する重要事項の決議に関すること。

　⑵　施設の運用・施設保全・改修に関すること。

　⑶　事業報告及び決算報告の承認に関すること。

　⑷　組合規約並びに会計及び事業運営規定の変更に関すること。

　⑸　理事及び監事の選任に関すること。

　⑹　組合の解散に関すること。

　⑺　組合員の５分の１以上が理由を明記して請求した事項

　⑻　その他組合長が必要と認めた事項

（理事会の招集・決議）

第１３条　理事会は、組合長が必要の都度招集する。

２　理事会の議決は、理事の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

（理事会の権限）

第１４条　理事会は、組合の業務運営の基本方針を決定する権限と責任を有する。

（会計）

第１５条　組合の会計年度は、毎年４月１日より始まり翌年３月３１日に終わる。

（経費）

第１６条　組合の経費は、組合員の納入する加入金及び維持費をもってこれに充てる。

（解散）

第１７条　この組合規約の変更及び解散は、総会において総組合員の過半数にあたる者が出席し、かつ総出席者の４分の３以上の議決によりこれを決する。

２　この組合が解散したときは、解散当時の組合長または副組合長が指名した者が清算人となる。

３　解散のときに在する組合の残余財産は、総会の議決を経て処分する。

付則

　この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、設立当初の役員の任期は、第６条の規定に関わらず、〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

会計並びに事業運営規定

第１条　○○テレビ受信組合規約第３条及び第５条に基づき、本組合の会計並びに事業運営は、この規定の定めるところによる。

第２条　加入金（施設設置料を含む）は、３０，０００円とする。

第３条　維持費は、１世帯あたり１ヶ月　５００円とする。

第４条　本組合の経費に不足金を生じたときは、総会の決議を経て組合員から賦課金（積立金等）を徴収することができる。

第５条　本組合の経費に余剰金を生じたときは、総会の決議を経て、これを減価償却費に繰入れ、又は、組合員に還付することができる。

第６条　組合員から徴収した維持費等は、これを他の目的に流用してはならない。

第７条　組合員が組合に納入した加入金、維持費及び賦課金は返還しない。ただし、組合員が組合加入後１年未満に転居などやむを得ない事情により組合を脱退したとき、加入金の一部を利用期間に応じて返還する。

第８条　組合員は、その使用するテレビの機種及び購入方法について組合の制限を受けることがない。

第９条　組合員は、自己の使用する引込線を他人の用に供してはならない。

第１０条　運用開始後、新たに組合に加入し、新たに幹線からの信号の分配を受けようとする者は、理事会の承認を受けなければならない。

２　理事会は、前項の承認の申し込みがあったときは、協議のうえ技術的に困難な場合を除き、これを承認しなければならない。

第１１条　組合は、所有の設備保守と施設全体の日常点検ならびにそれにかかる軽微な補修を行う。

第１２条　組合は、年１回以上の施設の点検日を設け、施設全体の点検と傾柱、樹木の接触などの軽微な補修を行う。

第１３条　設備の維持及び改修工事並びに第１０条、第１１条及び第１２条の工事は、組合が指定する業者以外に、これを行わせてはならない。

第１４条　第１０条、第１１条及び第１２条の工事に伴う経費は、組合において負担する。

２　第１０条の工事に伴う経費が、加入金を超過した場合は、当該組合員が負担する。

付則

　この規定は、〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。